

八戸市中小企業振興条例の見直し に係る答申（案）

令和6年10月16日

八戸市中小企業・小規模企業振興会議

目 次

1	はじめに.....	2
2	八戸市中小企業振興条例の見直しに係る答申.....	3
	(1) 基本的な考え方について.....	3
	(2) 既存助成制度の見直しについて.....	3
	(3) 新規助成制度の創設について.....	5
	(4) 関係規程の見直しについて.....	6
	(5) 外部意見聴取の実施について.....	6
3	附帯意見.....	7
	(1) 八戸市中小企業振興条例の見直しについて.....	7
	(2) 今後の中小企業振興施策の実施について.....	7
4	調査審議の経過.....	8
5	委員名簿.....	8

1 はじめに

八戸市では、市内企業の大多数を中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）が占め、市の産業及び経済並びに雇用の担い手として重要な役割を果たしている。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行による国内市場の縮小に加え、国際市場の不安定化や物価の高騰の影響により不透明な状況が続いているほか、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組への対応も急務となっている。

このような中、当会議では、市の中小企業向け助成制度を定めた「八戸市中小企業振興条例（昭和 53 年 4 月施行）」について、令和 6 年 4 月 25 日の令和 6 年度第 1 回会議において、市長から「見直し」に関する諮問を受け、その後の延べ 4 回の会議の中で慎重に審議を重ねてきた。

今般、本書のとおり結論を取りまとめたので、ここに答申する。市においては、今後、中小企業関係団体等からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上での適切な制度設計を行われたい。

2 八戸市中小企業振興条例の見直しに係る答申

(1) 基本的な考え方について

条例の見直しに当たっては、まず現状把握を行い、中小企業が抱える課題を以下のとおり整理した上で、審議を進めた。

- ① 2024 年版中小企業白書
【課題】賃上げ、職場環境の整備、省力化投資、単価引上げ（価格転嫁）
- ② 地域経済に関する勉強会
【課題】IT 化を通じた生産性・企業付加価値の向上
- ③ 八戸市中小企業・小規模企業振興ビジョン
【課題】事業活動の活性化、創業・事業承継の促進、
人材確保と働き方改革の推進、デジタル化の促進、
カーボンニュートラルの取組の促進

次に、論点整理を行い、初めに条例全体の見直しの論点を以下の①～⑥のとおりに明らかにし、その上で、①～④の論点から既存の助成制度の継続、廃止を審議するとともに、継続が適当と判断した助成制度については、制度内容の見直しの要点を審議した。あわせて、新たな助成制度の創設について検討した。

- 論点① 今後 10 年程度先を見据えた内容とする。【将来ニーズ】
- 論点② 地域経済の発展に著しい効果が認められる。【条例規定の可否】
- 論点③ 中小企業等が抱える課題解決につながる。【課題解決の可能性】
- 論点④ 国や県の助成制度と重複していない。【棲み分け】
- 論点⑤ 関係規程（構成や事務手続）の見直しを行う。
- 論点⑥ 外部意見聴取を実施する。

(2) 既存助成制度の見直しについて

① 高度化事業に対する助成

本助成については、今後の需要及び地域経済に対する効果のほか、課題解決の可能性が認められる。加えて、他行政機関が実施する類似の支援制度も存在しないことから、条例に基づく助成制度として継続することが適当である。

→(第3回会議:事務局提案(各論①))

なお、継続に当たっては、以下の点の見直しについて検討されたい。

- ・ 助成額について、下限額を設けること。 →(第3回会議:事務局提案(各論①))

② 共同施設設置事業に対する助成

本助成については、今後の需要及び地域経済に対する効果のほか、課題解決の可能性が認められる。加えて、国や県（以下「他行政機関」という。）が実施する類似の支援制度も存在しないことから、条例に基づく助成制度として継続することが適当である。

→(第3回会議:事務局提案(各論②))

- ・ 助成額について、定額助成額を引き上げること。また、「短期課程訓練生数」の対象化及び定額助成額の引上げに併せて、上限額も引き上げること。

→(第3回会議:事務局提案(各論⑤))

(3) 新規助成制度の創設について

① 「働きやすい職場づくり」に対する助成

生産年齢人口の減少に起因する企業の「人手不足」が全国的に深刻化する中、他行政機関が実施する現行の支援制度を整理すると「人的体制の強化」の分野の支援が少なく、また、中小企業白書によると、人材を十分に確保できている企業では「働きやすい職場環境の整備（働きやすい職場づくり）」の取組が進んでいるとの分析結果が示されている。

ついては、地域の中小企業における人材確保を支援するため、「働きやすい職場づくり」に資する取組への助成制度を創設すべきである。

→(第3回会議:事務局提案(各論⑥))

なお、制度設計に当たっては、以下の点を踏まえて検討されたい。

- ・ 人材確保に向けては、経営・人材戦略を策定した上で職場環境の整備に取り組むことが重要であること。→(第3回会議:委員提案)
- ・ 八戸市は県内で最も外国人材の受入数が多く、今後の人手不足に対応していくためには、国内人材はもとより「外国人材に選ばれる職場環境の整備」の取組も重要であること。→(第3回会議:委員提案)
- ・ 厚生労働省では、「女性活躍」「子育て支援」「若者活躍」「障がい者雇用」に積極的に取り組む企業を対象とした各種認定制度を設けており、今後の企業における人材確保のためには、それらの取組も重要であること。

→(第3回会議:委員提案)

② 「課題解決モデル企業」に対する助成

中小企業が変化し続ける経済環境や課題に対応し、成長していくためには、既存の取組に加えて、地域における先行モデルケースの育成が必要であると考えられる。

国では、2021年から「産業政策の新機軸」を展開し、社会経済課題解決分野を成長エンジンと捉え、大規模・長期・計画的に政策リソースの重点投下を行っており、国が定める新機軸の13テーマのうち「少子化対策に資する地域の包摂的成長」に関する具体施策として、雇用や賃金等の面で地域経済に大きな貢献を果たしている中堅企業への集中支援や成長志向の中小企業の創出が掲げられている。

ついては、市も国に倣い、地域の中小企業が抱える課題と社会経済課題の解決に総合的に取り組む中小企業（課題解決モデル企業）の成長を支援する助成制度を創設すべきである。

→(第3回会議:事務局提案(各論⑥))

地域中小企業が抱える課題 ※中小企業・小規模企業振興ビジョンから抜粋。(再掲)	事業活動の活性化、創業・事業承継の促進、 人材確保と働き方改革の推進、デジタル化の促進、 カーボンニュートラルの取組の促進
---	--

→(第5回会議:事務局提案)

(4) 関係規程の見直しについて

昨今の地域経済を取り巻く環境は以前に比べ短期間で変化することが多く、また、先般の新型コロナウイルス感染症のような突発的な経済事象の発生やそれに伴うパラダイムシフト、国の政策の大幅転換に備える必要があることを踏まえると、市長の判断で迅速かつ柔軟に対応可能な制度となるよう、関係規程の構成を見直すべきである。

→(第3回会議:事務局提案(論点①))

また、本助成制度に係る助成金の交付に関する基本的事項を定める「八戸市中小企業振興条例施行規則」と、市の補助金等の交付に関する基本的な事項を定める「八戸市補助金等の交付に関する規則」の間において、差異が散見されることから、早急に整合性を図るべきである。

→(第3回会議:事務局提案(論点⑤))

(5) 外部意見聴取の実施について

中小企業が持続的に発展を遂げていくためには、中長期的な経営ビジョンを掲げて設備投資や人材育成に努めていくことが重要であり、他方、自治体が条例に基づく助成制度を設けることの意義は、「施策の推進姿勢・スタンスの対外的な明示」と「施策の連続性の担保」であると考えられる。

市の施策の推進に当たっては、中小企業と市の相互理解が必要不可欠であるため、市が掲げる「対話と共感」のスローガンのもと、中小企業関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）や中小企業団体（事業協同組合等）からの意見聴取を実施すべきである。

→(第3回会議:事務局提案(論点⑥))

なお、既存助成制度の1つである「共同施設設置事業」については、近年の利用件数が多い中で、制度内容の大幅な見直しが想定されるため、特に丁寧な意見聴取に努めるべきである。

→(第3回会議:委員提案)

3 附帯意見

今回の答申に当たり、審議の過程において出された意見を以下のとおり示す。

(1) 八戸市中小企業振興条例の見直しについて

- ・ 本助成制度の一層の利用促進のため、今般の見直しを契機として、周知活動の見直しに努めること。
→(第3回会議:委員提案)
- ・ 今後も機会を捉え、継続的に助成内容の見直しに努めること。
→(第3回会議:委員提案)

(2) 今後の中小企業振興施策の実施について

- ・ 市の施策の推進に当たっては、小規模企業への配慮に努めること。
- ・ 国や県が実施する補助制度と重複する場合にあっても、必要に応じて市独自の補助制度の創設を検討すること。
→(第3回会議:委員提案)
- ・ 関係機関等からの意見聴取は、今般の条例改正などに限らず、定期的の実施するように努めること。
→(第3回会議:委員提案)

4 調査審議の経過

令和6年4月25日	第1回会議（諮問）
令和6年5月28日	第2回会議（現状把握）
令和6年7月4日	第3回会議（論点整理）
令和6年7月31日	第4回会議（条例改正の具体的方向性）
令和6年8月29日	第5回会議（答申案の確認）

5 委員名簿

<会 長>

堤 静子 八戸学院大学 地域経営学部 特任教授

<副会長>

向井 俊晴 八戸商工会議所 専務理事

<委 員>

岡本 信也	株式会社アイティコワーク 取締役
佐藤 大輔	青森県中小企業団体中央会 八戸支所 所長
佐藤 徳幸	青森県信用保証協会 八戸支所 支所長
関川友紀子	公募委員
田澤 俊吾	青森県 経済産業部 経済産業政策課 課長代理
館 直子	南郷商工会 主任経営指導員
田村 武智	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター プロジェクトマネージャー
西川 弥生	東北税理士会 八戸支部 支部長
橋本 麗奈	公募委員
松坂 洋司	株式会社八戸インテリジェントプラザ 常務取締役所長
松橋 里実	株式会社松橋不動産 代表取締役
松橋 義昭	八戸金融団 会長
柳平 昭仁	八戸公共職業安定所 所長

【参考】 諮問文書

八 商 第 29 号
令和6年4月25日

八戸市中小企業・小規模企業振興会議
会長 様

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例第14条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

八戸市中小企業振興条例の見直しについて、貴会議の調査審議を求めます。

裏表紙